

改正

昭和53年7月25日条例第27号  
昭和54年7月6日条例第13号  
昭和57年6月1日条例第27号  
昭和59年3月31日条例第11号  
平成元年4月13日条例第8号  
平成3年9月30日条例第24号  
平成10年9月29日条例第24号  
平成16年3月29日条例第4号  
平成19年3月28日条例第6号  
平成20年3月27日条例第7号  
平成24年10月1日条例第29号  
平成28年3月25日条例第27号  
平成29年3月28日条例第2号  
平成31年3月27日条例第16号

岩倉市遺児手当支給条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため、遺児手当（以下「手当」という。）の支給について定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において「遺児」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父母若しくは父又は母が死亡した者
- (2) 父母若しくは父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父母若しくは父又は母が引き続き1年以上行方不明の者

- (5) 父母若しくは父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (6) 父母若しくは父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (7) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（当該父又は母の配偶者の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者
- (8) 母が婚姻によらないで出生した者

2 この条例において「婚姻」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（支給要件）

**第3条** 手当は、市内に住所を有する父若しくは母又はそれ以外の者で遺児を養育（遺児を監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）するもの（以下「支給対象者」という。）に支給する。

2 支給対象者又は支給対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその支給対象者と生計を同じくするものの前年の所得（1月から10月までの手当については、前前年の所得とする。）が愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号。以下「県支給規則」という。）第6条の3第1項から第3項に規定する額を超えるときは、手当を支給しない。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、県支給規則の例による。

4 手当は、第1項の規定にかかわらず、遺児が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

- (1) 養子縁組をして両親がそろったとき。
- (2) 父又は母が婚姻し、養育されているとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

（認定）

**第4条** 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとする場合は、その受給資格について、規則に定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。

（手当の額及び支給方法）

**第5条** 手当の額は、遺児1人につき、月額2,500円とする。

2 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の申請をした日の属する月から始め、手当の支給すべき理由が消滅した日の属する月で終る。

3 手当は、4月、8月及び12月の3期に、それぞれその前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき理由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても支払うことができる。

(受給資格の喪失)

**第6条** 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、第3条第4項各号のいずれかに該当する場合は、受給資格を喪失する。

(支給の制限)

**第7条** 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 遺児の養育を怠っていると認められるとき。

(2) この条例又は規則に違反したとき。

(未支払の手当)

**第8条** 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあつたときは、当該受給者が監護し、又は養育していた遺児にその未支払の手当を支払うことができる。

(届出)

**第9条** 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則に定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 受給者及び遺児の住所、氏名又は手当の振込み金融機関に変更が生じたとき。

(2) 養育する遺児の数に変更が生じたとき。

(3) 受給資格が喪失したとき。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、その旨を市長に届け出なければならない。

3 受給者は、規則で定める期間内に、前年の所得について市長に届け出なければならない。

(不正利得の返還)

**第10条** 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者がある場合は、手当の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日に現に第3条に規定する支給要件を有する者で、この条例の施行の日から同年5月31日までの間に第4条に規定する認定の申請をした場合は、第5条の規定にかかわらずこの条例施行の月から適用する。

**附 則**（昭和53年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和54年条例第13号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第5条第1項第2号の規定は、昭和55年3月31日までその効力を有する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の日に現に支給要件を有する者で、この条例の施行の日から昭和54年8月31日までの間に第4条に規定する認定の申請をしたときは、その者に対する手当は、支給要件を有するに至った日の属する月が昭和54年3月以前のものにあつては、昭和54年4月分から、昭和54年4月以降のものにあつては、支給要件を有するに至った日の属する月分から支給する。

**附 則**（昭和57年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和59年条例第11号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（平成元年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

**附 則**（平成3年条例第24号）

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

**附 則**（平成10年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

**附 則**（平成16年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年7月以前の月分の遺児手当の支給要件については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月1日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年8月1日において、この条例による改正後の岩倉市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第7号の規定による新条例第3条に規定する支給要件（以下「新支給要件」という。）に現に該当する者が、平成24年10月31日までに新条例第4条に規定する認定の申請（以下「認定申請」という。）をしたときは、その者に対する手当は、平成24年8月分から支給する。

3 平成24年8月2日から平成24年9月30日までの間に、新たに新支給要件に該当することになった者が、平成24年10月31日までに認定申請をしたときは、その者に対する手当は、新支給要件に該当することになった日の属する月分から支給する。

附 則 (平成28年3月25日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成31年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の岩倉市遺児手当支給条例第5条第3項の規定に基づいて支払われた平成31年7月分の遺児手当は、この条例による改正後の岩倉市遺児手当支給条例（以下

「新条例」という。)の規定による同月分の遺児手当とみなす。

- 3 平成31年8月分の遺児手当については、新条例第5条第3項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。